

7 災害医療体制

【現 状】

- 広大な面積を有する本道では、これまで台風や集中豪雨等の猛威を始め、北海道南西沖地震や十勝沖地震などによる津波、長い避難を余儀なくされた有珠山等の火山噴火や竜巻の襲来などの自然災害により、大きな被害を受けています。
- また、災害には、これらのほかに、原子力発電所等による原子力災害、テロ、鉄道事故といった人為災害に至るまで様々な種類があり、同じ種類の災害であっても、発生場所、発生時刻や時期等によって被災・被害の程度は大きく異なります。
- そのような様々な災害発生に備え、「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」において道・市町村・医療機関等が取り組む医療救護活動を定めています。

【「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」の主な内容】

○ 医療救護活動の実施

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 北海道の役割 | ・救護所の設置
・北海道救急医療・広域災害システムによる情報収集
・救護班、災害派遣医療チーム(DMAT* ₁)の派遣要請
・災害派遣精神医療チーム(DPAT* ₂)の派遣要請 |
| 2 市町村の役割 | ・救護班の編成
・保健師等による保健指導及び栄養指導 |
| 3 災害拠点病院* ₃ の役割 | ・救護班、DMATの派遣
・医療救護活動
・被災患者収容
・医療品、医療材料等の貸出 |
| 4 協力機関等の役割 | ・救護班派遣
・医療救護活動 |

独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、
独立行政法人労働者健康福祉機構、日本赤十字社北海道支部、
その他公的医療機関の開設者、北海道医師会、北海道歯科医師会、
北海道薬剤師会、北海道看護協会、北海道柔道整復師会

○ 輸送体制の確保

- ◆ 救護班及びDMATの移動手段や重症患者等の搬送について必要に応じ、ヘリコプター輸送(北海道防災航空室・自衛隊等)を確保

○ 医薬品等の確保

- ◆ 北海道 ……救護所や避難所等への災害時備蓄医薬品等の供給
- ◆ 災害拠点病院 ……水、食料、医薬品、医療資機材等の備蓄

○ 広域的な医療活動の調整

- ◆ 北海道 ……必要に応じ、国や他都道府県へ医療救護活動の応援要請及び受入調整

- 道では、災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図ることを目的に、平成8年度以降、災害拠点病院の整備を進めており、これまでに基幹災害拠点病院を1か所、地域災害拠点病院を33か所指定(平成30年2月現在)し、全ての第二次医療圏で災害医療を担う拠点病院を確保しています。

*1 DMAT: Disaster Medical Assistance Teamの略、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。

*2 DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Teamの略、都道府県と政令指定都市が、被災地に継続して派遣する災害派遣精神医療チーム。

*3 災害拠点病院: 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能や医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設のこと。第二次医療圏ごとに整備される「地域災害拠点病院」と、さらにそれらの機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」(各都道府県に1か所)に分けられる。

- 北空知地域では、深川市立病院が災害拠点病院（地域災害拠点病院）、北海道DMAT指定医療機関となっています。
- 災害時に医療機関の状況を把握する手段である広域災害・救急医療情報システム（EMIS*1）について、全ての病院で整備されており、当該システムを活用した訓練による迅速な情報共有意識の醸成に取り組んでいます。
- 深川医師会では、気象災害や高速道路等の交通災害に備えて各市町（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町）と協定を締結しており、要請を受けて医療救護隊本部を設置し傷病者の救急医療に対処することとしています。

【課題】

（1）災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化

- 災害時における医療については、災害の種類や規模に応じて医療資源を有効に活用する必要があるとともに、平時から、災害対策に資する関係機関等の連携体制を構築しておく必要があります。
- 高齢化の進行とともに、災害時における高齢者等の要配慮者の割合が増加することが見込まれ、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要となります。

（2）災害拠点病院の強化

- 災害拠点病院では、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うため、施設の耐震化、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報発信、食料、飲料水等の備蓄、DMAT等の医療チームを受け入れる体制等が必要です。

（3）災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

- 大規模又は広域的な災害時における医療活動にはDMATが必要となることから、DMATの養成及び技能の維持等について継続的に取り組む必要があります。

【必要な医療機能】

- 災害急性期（発災後48時間以内）において必要な医療体制を確保するとともに、急性期を脱した後も、避難所等での健康保持体制を確保するためには、日本赤十字社や医師会（JMAT*2等）などの協力機関との連携を図ることが必要です。

（1）災害拠点病院の体制確保

- 災害拠点病院においては、高度の診療機能、傷病者の受け入れ、広域搬送への対応機能及び応急資機材の貸出機能等を発揮できるよう、訓練の実施等、平時からの備えを行っておくことが必要です。

*1 EMIS:Emergency Medical Information Systemの略。

*2 JMAT:Japan Medical Association Teamの略。主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム。

(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制確保

- DMATにおいては、災害の急性期において、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等を災害現場に派遣し、迅速に応急処置などを行うことができる機能が重要です。

【数値目標等】

指標区分	指標名(単位)	現状値	目標値(H35)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	災害拠点病院整備第二次医療圏数(医療圏)	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調査(平成30年2月現在)
	北海道DMAT指定医療機関整備第二次医療圏数(医療圏)	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調査(平成30年2月現在)
	災害拠点病院における耐震化整備率(%)	100	100	現状維持	北海道保健福祉部調査(平成29年4月現在)
実施件数等	災害拠点病院における業務継続計画(BCP)の策定率(%)	0	100	全災害拠点病院での策定	北海道保健福祉部調査(平成29年12月現在)
	EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合(%)	20	100	全施設での実施	北海道保健福祉部調査(平成29年9月現在)

【数値目標等を達成するために必要な施策】

- 北空知地域の医療資源に即した災害時に必要な災害医療体制の確保に努めます。

(1) 災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化

- 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受け入れや広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料などを供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。
また、道の要請に基づき救護班、DMATを派遣し、医療救護活動を行います。
- 北海道DMAT指定医療機関は、道の要請に基づきDMATを災害急性期において被災地に派遣し、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」、「被災地内におけるトリアージ*1や救命処置」等を行います。
- 道や市町は、被災者に対して感染症のまん延防止、メンタルヘルスケア等のニーズに的確に対応するため、保健師、栄養士などによる保健指導及び栄養指導を実施するとともに関係機関、関係団体との連携を図ります。

(2) 災害拠点病院の強化

- 防災マニュアル及び業務継続計画(BCP)の策定を促進します。
- 定期的な訓練や各種研修等への受講を促し、体制の強化に努めます。
- また、災害拠点病院等連絡協議会への参加や地域における各種会議等を通じて、関係機関相互の連絡体制の強化を推進します。

* 1 トリアージ：傷病者に対する応急処置や傷病者の状態に応じた治療等の優先度、緊急度の選別。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

- 災害時にDMATが有効に機能するため、研修参加による人材育成や定期的な訓練等を行います。

(4) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用

- 災害時におけるEMISの円滑な運用が重要であることから、各病院における定期的な入力訓練の実施を促進します。

【医療機関等の具体的名称】

〔基幹災害拠点病院〕

平成30年2月1日現在

圏域	医療機関名	災害拠点病院 指定年月日	DMAT 指定年月日
全道域	札幌医科大学附属病院	平成9年1月7日	平成19年9月12日

〔地域災害拠点病院〕

平成30年2月1日現在

第三次 医療圏	第二次 医療圏	医療機関名	災害拠点病院 指定年月日	DMAT 指定年月日
道央	北空知	深川市立病院	平成9年12月25日	平成26年3月26日

【歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割】

- 災害発生時には、地域の歯科医師会を中心として、病院歯科、歯科衛生士会、歯科技工士会等が連携し、歯科救護所の開設・運営、もしくは避難所や仮設住宅への巡回歯科診療、巡回口腔ケア等を実施し、義歯紛失などによる摂食嚥下障害、咀嚼障害を有する被災者への歯科医療提供や高齢者の口腔機能の低下による誤嚥性肺炎の予防に努めます。
- 口腔内所見による災害犠牲者身元確認作業及び身元確認の有力な手掛かりとなるカルテ等診療情報の提供などに努めます。

【薬局の役割】

- 災害発生時の医療救護活動においては、医療救護チームの医師が被災者の治療等を行う上で、薬の選択や調剤、服薬指導を行う薬剤師が不可欠であることから、薬局の薬剤師を派遣するため、薬剤師会の協力を得て、派遣体制の確保に努めます。
- また、災害時においては、救護所等において、医薬品や衛生材料などの需給状況の把握や支援医薬品の仕分け・管理などが適切に実施できる体制づくりに努めます。

【訪問看護ステーションの役割】

- 訪問看護ステーション利用者は、災害時における高齢者や障がい者等の要配慮者が多いため、各利用者ごとの災害時支援計画を作成し、関係機関との役割分担を決めるなど平時からの対策を進めます。